

(別 冊)

答 申 書

浄化槽使用料について

令和4年10月

八代市公共浄化槽等整備推進事業審議会

公共浄化槽等整備推進事業（以下、「浄化槽事業」という。）は、事業実施区域の住民が衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業であり、トイレの水洗化等による生活環境の改善、周辺住環境の向上、氷川を中心とした公共用水域の水質保全など広範な機能を有しています。

また、浄化槽事業は、公共性と健全性に基づく経営が求められ、浄化槽使用料の設定については、「独立採算性」の原則により、本来使用料で賄うべき経費（維持管理費）は、全額使用料で賄うという基本ルールを念頭に行う必要があります。

現在、本市の浄化槽使用料は、本来使用料で賄うべき経費に対し、使用料収入が不足しているため、その補てんを一般会計からの繰入金により賄っています。

一般会計からの繰入金は、税の公平性の観点から解消する必要がありますが、利用者の負担を急激に増大させないように、目標年度を定めて段階的に改定していくことが望まれます。

今回、使用料回収率を100%とするという考え方を踏まえて審議したところ、令和5年度からの4年間は、諮問のとおり、現行と比べて平均改定率6.8%の改定にすべきとの考えに至りました。

なお、今回の改定は、一般家庭の料金体系についてであり、事業所の使用料は、前回の審議会で使用料対象経費の100%に改定していることから現行の使用料とします。また、公民館・集会所等については、利用者数が特定できないため、改定使用料の最低額とすべきとの前回の審議会の答申を踏襲いたします。

以上のことから、当審議会は、市長からの「浄化槽使用料について」の諮問について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、浄化槽事業の健全な経営に向けて、4項目の付帯意見を申し添えます。

1. 答申内容

(1) 令和5年度から8年度の4年間の平均で、使用料回収率を100%にするために、一般世帯の平均改定率6.8%の使用料改定は妥当である。

(2) 使用料について、下表の「改定後」のとおり改正する。

【浄化槽使用料の単価表】

(消費税抜き)

区分	浄化槽使用料 (円)			改定率 (%)
	現 行	改定後	増加額	
一般家庭基本料金 (1件当たり)	3,800	4,058	258	6.8
世帯員割額 (6人以上据置き)	420	448	28	6.8
その他料金 (公民館・集会所等)	3,800	4,058	258	6.8

2. 浄化槽使用料の改定時期

令和5年4月使用分から適用とする。

3. 審議期日及び内容

令和 4年 9月 5日 (月) 浄化槽使用料について (諮問)

令和 4年 9月 12日 (月) 浄化槽使用料について

令和 4年 9月 21日 (水) 浄化槽使用料について

令和 4年 9月 30日 (金) 浄化槽使用料について (答申)

4. 付帯意見

- (1) 今回の使用料改定を浄化槽使用者に対し周知する際には、使用者にとってわかりやすい事前周知を心がけること。
- (2) 今後も事業として継続できるよう、管理委託業者と協議・連携し、維持管理経費の削減に努めること。
- (3) 本市の浄化槽事業の水洗化率は約5割で、県内市町村の同事業の平均的な数値であるものの、今後も補助制度の周知を図るなど設置推進を行うこと。
- (4) 収納率の向上のために、使用料の滞納者については、滞納なく支払っている世帯との不公平感をなくすよう戸別訪問などを行い、滞納業務の強化を今後も継続して行うこと。